

意見書案第 4 号

(和光市議会)

婚姻歴のない母子家庭の母についても税法上の「寡婦」
とみなし控除を適用するように求める意見書

上記の意見書案を和光市議会会議規則第 14 条の規定により提出
します。

平成 25 年 12 月 16 日

和光市議会議長 菅原 満 様

提出者 和光市議会議員

賛成者 和光市議会議員

婚姻歴のない母子家庭の母についても税法上の「寡婦」
とみなし控除を適用するように求める意見書

子どもを扶養している婚姻歴のない母子家庭の母には、所得税法の定める「寡婦控除」は適用されません（同法第2条第1項第30号）。税法上の「寡婦」とは、過去に法律婚をしたことのある者と定義されているからです。これによって算定された所得が、所得税、住民税、公営住宅入居資格及びその賃料、保育料等の算定のための基準とされる結果、同じ母子家庭でありながら婚姻歴のない母子家庭の母は、婚姻歴のある母子家庭と比較して課税所得が高く設定され、母子世帯の中でも特に所得水準が低い傾向にあるにもかかわらず、さらに大きな不利益を受けています。

よって、国及び政府におかれましては、税法の寡婦控除制度を改正し、婚姻歴の有無にかかわらず、税法上の「寡婦」として控除を適用するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成25年12月16日

埼玉県和光市議会

衆議院議長	伊吹	文明	様
参議院議長	山崎	正昭	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
財務大臣	麻生	太郎	様
総務大臣	新藤	義孝	様